

登録販売者試験の実務経験等の省令改正の概要**【現行の受験資格に関する実務経験】**

- 大卒・高卒1年、中卒4年の実務経験
- 経験を積んだ地域や、実務を経験した時期の限定なし(実務経験を行った場所に限らず全国で受験可。数十年前の実務経験でも受験可)

【見直しの内容】

- 受験に際しての実務経験要件を廃止(学歴等も廃止)
- 管理者・管理代行者となるには、過去5年間のうち2年間の実務・業務経験が必要。それまでの間は、管理者・管理代行者の管理・指導の下に実務に従事。
(配置については、新懸けごとの管理者への報告を要件に、単独での新懸けも可)
- 管理者・管理代行者要件を満たす登録販売者と、それ以外の登録販売者を名札で区分。
- 薬局等に、当該登録販売者の勤務経験の記録・保存義務を課すとともに、求めに応じた勤務経験の証明を義務付け(管理者となる際に使用)